

公 告

2025 年 12 月 1 日

パルシステム茨城 栃木 理事会

財務経理部 公告 25-04 号

住所不明組合員のみなし脱退に関して

長期住所不明組合員について、パルシステム茨城 栃木の定款 9 条(届け出義務)、10 条(自由脱退)に基づき、2 年間連続で住所の確認ができず利用実績のない組合員について「みなし脱退対象者」として公告いたします。

長期住所不明組合員とは、毎年郵送される「年次お知らせ通知ハガキ」が住所変更の届け出がない等の理由により 3 回以上(3 年度分)返送されてきた場合、2 年間の住所不明組合員となり、みなし脱退となります。

お心当たりのある組合員は、2025 年 12 月 26 日までに下記のパルシステム問合せセンター・店舗または、本部までご連絡ください。ご住所の確認がとれた組合員については「みなし脱退対象者」から除外させていただきます。

なお、対象となっている組合員のお名前は各事業所にて確認できますのでお問合せください。ご本人からの連絡がない場合は、2026 年 3 月 31 日をもってみなし脱退者として脱退の手続きをとらせていただきます。

公告期間：2025 年 12 月 1 日～12 月 26 日

《お問い合わせ先》

事業所名	Tel	事業所名	Tel
ひたちセンター	0120-868-014	うしくセンター	0120-868-014
なかセンター		パルシステム栃木 セ ン タ ー	
みとセンター			
かしまセンター		金 沢 店	029-227-2225
つちうらセンター		本 部	

揭示期限 2025 年 12 月 26 日